

第2回彦根市入札監視委員会 議事概要

- 【日 時】 平成30年12月27日（木） 午前10時から午前11時45分まで
- 【場 所】 大学サテライト・プラザ彦根
- 【出席者】 委員：荒川委員長・西川委員長代理・石井委員・高田委員・藤委員
事務局：契約監理室（長野室長・奥村次長・山内主幹・佐伯副主幹）
工事担当課：建築住宅課（鈴木課長・北河副主幹・池田技師・高橋技師）
- 【傍聴者】 2名

1 開会（荒川委員長）

※ 事務局から資料の説明を行った。

2 議事

(1) 入札および契約手続の運用状況等について

- ア 入札方式別発注工事等総括表
- イ 入札方式別発注工事等一覧表
- ウ 入札参加停止措置等の運用状況の一覧表

※ 事務局から、資料 2-1 資料 2-2 資料 2-3 に基づき、アからウまでを一括して説明した。（質問等はなし。）

(2) 抽出案件の審議について

- ※ 事務局および石井委員から審議案件の抽出理由等について説明を行った。
- 「市庁舎耐震補強・増築・改修工事」は、本来、調査対象期間から外れるが、工事請負契約上の問題が生じたため、彦根市入札監視委員会条例第2条第4号（市長が必要と認める事項）の規定に基づき、抽出した。（事務局）
 - 他4件については、結果2者しか参加しなかった工事で、落札率が高いものや再入札を3回行っているものを抽出した。（石井委員）
- ※ その後、抽出事案説明書に基づき、個別案件5件の調査審議に入った。

① 「河瀬小学校第2放課後児童クラブ室建設工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

委員 入札参加資格を満たす者が14者で、実際に参加した者が2者ということか？

事務局 そのとおりである。

委員 関連して、減った理由はなぜか？

事務局 従来、建築一式工事は参加率が低いですが、窓口でのお客様の話では、多くの技術者が今関東に出られており、確保が難しいとのこと。他の市町も同様と思われる。

委員 設計金額は？

事務局 予定価格と同額の8,478万円である。

委員長 他に質問もないようなので、市長への答申は、「意見なし」として良いか？

各委員 異議なし。

② 「河瀬小学校水泳プール塗装改修工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

委員 3回目の入札は1者のみの応札であったが、この場合、入札として成り立つのか？

事務局 開始の時点で2者いるため、3回目で1者になっても中止にしていない。1回目で1者しかいなくて予定価格超過になった場合、2回目の競争相手がいないため、この場合は中止にしている。

委員 4者の選定で、2者が参加されたが、競争入札としては広く参加していただくのが本来であり、競争入札の体になっていないように思うがどうか。

事務局 市内業者優先発注という点で市内本店業者が5者程度いれば、入札を執行しているが、今回は、対象業者が4者で2者しか参加されなかったため、現在、市内本店業者のみならず、県内業者も含めて検討しているところである。

委員 予定価格(設計金額)のうち、目隠しフェンスの取付の割合は？

建築住宅課 37~39%程度である。

委員 塗装業者では、この取付はできないと思うが、分離発注はできなかったのか？

建築住宅課 少額の建築工事だけで不調となると工事のタイミングがずれ、学校の限られた期間内に仕上げるのが難しくなるため、今回はフェンスも含めて発注した。

委員 塗装と調整する仕事ならわかるが、全く別の工事であり、4割程度、金額にして700万円程度もあり、地元業者に受注の機会を与えるという意味では、やはり分離発注も検討された方が良いのではないか。

委員 7月から10月までの塗装工事4件について、すべてこの業者が落札されているが、過去もこの業者が落札されているのか？

事務局 今年度、塗装工事を9件発注し、6件が落札に至っており、そのうち4件がこの業者で、2件は別の業者であった。この業者は、毎回参加している。他の業者は入ったり入らなかったりするため、この業者が落札することが多い。

委員 4者の間で、元請け・下請けの関係はあるのか？

事務局 そういった関係にはない。この業者の下請けで他の業者を使っていることはないと思う。

委員 1者が落札し続けていることは、不自然な感じがするので、今後様子を見た方が良い。

委員 1者において、6千万の工期が同じ工事ができるのか？1者にそれだけ技術者がいるのか。全下請けになっていないのか。競争性の確保からは、参加業者数を増やす必要がある。取り抜けの運用も検討の必要がある。

事務局 業者数が少ない中、取り抜けの運用をすると、落札していただけないかも知れない。また、500万円以上の工事については、施工体制の点検を行っており、下請けへの丸投げは、今のところない。

委員長 他に意見もないようなので、市長への答申は、①競争性がないので参加者数を増やすこと、②競争性を高めるため塗装と関連のない工事は分離も考えること、③特定の1者のみの落札が続くのは問題であり、施工体制についても注視する必要があるということ、大きくこの3点をまとめることで良いか？

各委員 異議なし。

③ 「大藪浄水場便所改修工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

委 員 9者のうち7者が不参加または辞退であるが、その理由は何か？

事務局 技術者の数が少ないので参加できないという声を聞いている。

委 員 最低制限価格の算定方法は？ また、それは業者に知られない方式なのか？

事務局 建設工事の算定式は、ホームページ上で公開している。算定式は独自のものではなく、国から提示されているモデルを使用している。ただし、最低制限価格は非公表である。

委 員 業者が非常に精度良く、最低制限価格を予測できるということか？

事務局 工種によって様々だが、最低制限価格ぴったりの場合や千円単位でその近辺に並ぶこともあり、過去の経験から推測されている。

委 員 それに対して、入札当日に少し振れ幅を設け、何倍か掛けてわからないようにするなどの対応はしているのか？

事務局 最終は α 値(ランダム数値)を掛けている。当日ではなく、事前に予定価格調書を作成する中で設定している。

委 員 この案件は、落札率が98.85%と、予定価格のすれすれで落札されているが、予定価格はある程度推測できるのか？

事務局 設計書を参考資料として配布しているので、ある程度設計金額は把握していただいていると思う。設計に対する算定は、標準歩掛等を活用されている。なお、予定価格は事後公表のため、事前にはわからない。

委 員 **資料 2-2**を見ると、指名競争入札の建築工事は、比較的落札率が高いのか？

事務局 これまでから、他の業種と比べると比較的落札率が高い。

委 員 それは他市でも同じ傾向か？

事務局 他市のことは承知していない。

委 員 予定価格を上回ると失格になるのか？

事務局 予定価格超過は失格にならない。最低制限価格を下回った場合のみ失格となる。

委 員 **資料 2-2**の中で、参加者数が多い工事があるが、予定価格を上回っている方も

おられるのか？

事務局 そのとおりである。

委員長 本件については、いくつかの質問はいただいたが、市長への答申としては、「意見なし」で良いか？

各委員 異議なし。

④ 「日の出橋補修工事」について

事務局 (抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明)

<質 疑>

委 員 同種の工事实績は、何で確認されているのか？

事務局 コリンズ（工事实績情報システム）を使用して確認している。低圧注入工法で登録のある滋賀県本店業者は7者で、そのうち、彦根市電子入札システムに登録されていない業者2者を外して5者となった。

委 員 辞退と不参加の差は何か？

事務局 辞退を意思表示をされた方が「辞退」、何も音沙汰がなかった方が「不参加」としている。

委 員 県内または市内に支店がある業者による入札とそうでない県外の業者による入札があるが、その区分は金額の大きさによるものか？

事務局 まずは市内本店を優先に工事を発注しており、金額が大きい場合や参加者が少ない場合には準市内業者、それでも少なかったら県内業者、県外業者へと順次拡大している。

委員長 本件についても、質問のみであるため、市長への答申としては、「意見なし」で良いか？

各委員 異議なし。

⑤ 「市庁舎耐震補強・増築・改修工事」について

事務局 (抽出事案説明書による入札経過の概要および地方自治法施行令違反に至った経緯について説明)

<質 疑>

委員長 現在、本件は岐建(株)との間で民事調停中であるが、今後の残工事もあるので、それらのことも踏まえて、ご意見、ご質問等をいただきたい。

委 員 予定価格がもう少し高ければ、普通に入札が行われたケースだと思うが、予定価格の適正についてはどのように考えているか？

建築住宅課 予定価格は設計金額と同額であるが、工事担当課として、発注当時は適正な価格であり、この金額で落札していただけるという思いで入札にかけた。

委 員 彦根市の入札から契約に至るまでは、どこの部署で執行されているのか？

事務局 起案するところまでは工事担当課で、それ以降の契約書の締結に至るまでは契約監理室で行っている。

委 員 40億2,000万円から29億3,500万円になった時点の手続は、どの部署でされたのか？

事務局 1回目、2回目の入札の手続は契約監理室で行い、見積書をいただくまでの間は、工事担当課が各業者と交渉した。

委 員 契約監理室は、29億3,500万円でOKと確認して、仮契約を結んだのか？

事務局 こちらが持ち合わせている予定価格調書と相手方からの見積書を照合したところ、範囲内のため、落札とした。

委 員 WTO（政府調達協定）との関係を教えてほしい。

事務局 都道府県と政令指定都市が関係しており、本市は対象外である。

委 員 1回目の入札で、2者が全く同じ金額である。こんなに規模が大きく、複雑な工事であるのに同額になるのは不自然である。2者の間で何らかの情報交換があったのではないか？

事務局 指名競争入札の場合は、指名業者を掲示するので参加業者の把握はできるが、本件は、条件付一般競争入札で執行しているため、誰が応札をするのかわからなかったと思う。入札の時点において業者間で話があったという理解はしていない。

委 員 本件の契約は有効であるのか？調停中であるということは、どこかで精算をするということか？

事務局 一旦、調停において両者合意のもと解約をして精算を行い、残工事については

再度発注を行うということに進んでいる。

委員 これだけの工事で入札金額がそろった場合、疑うことは2つある。1つは業者間で情報共有がなかったか、もう一つは職員と業者との間で何らかの情報交換がなかったかということである。もし、こういうことが度々起こるようであれば、両方の可能性を疑って注視していく必要がある。

事務局 こうしたことが起こった場合、どのように対応したら良いのか？

委員 勿論、偶然ということもあるが、度々起こるようであれば、慎重に検討する必要があるということである。

事務局 今後、注視する。

委員 たまたま金額が一緒になったのは不自然であるが、業者において、同額を書くことのメリットはないと思う。一番気になるのは、入札金額が予定価格の約 1.4 倍になったことで不具合が生じ、随意契約になったことであり、今後、もう少し考えられた方が良い。

事務局 今後は、適正な予定価格（設計金額）の設定に努める。

委員 仕様書は公開されていると思うが、設計書は公開しているのか？

事務局 設計書は、入札の前に金額を抜いた数量だけのものを参考資料として、入札を参加業者に渡している。見積単価は、非公開のため、業者が独自で徴取される。

委員 随意契約において 10 億も減額されており、議会答弁において条件でなく内容が見直されたためとされているが、議会答弁までに内部的な確認ができなかったのか？ 地方自治法施行令の規定に対する認識はなかったのか？

事務局 議会による特別委員会である 100 条調査委員会の調査報告書によると、地方自治法施行令違反を認識していたのはごくごく一部の職員であり、ほとんどの職員はその認識がなく、使用材料の同等品による企業努力によって減額されたという認識をしていた。

委員 仮契約の業者との条件は、もともとの仕様の条件で契約をされたのか？

事務局 結果として、外構・空調・備品といった一部の工事が間引かれた形となったが、契約監理室は、当初の仕様のままでの契約という認識であった。

委員長 他に意見もないようなので、まず、予定価格の適正化については答申に入れて

も良いか？

各委員 異議なし。

委員長 1 回目の入札が同一であり、不自然であったことについて、今後、こういうことが度々起これば慎重に対応することについては答申に入れるべきか？

事務局 今後、本工事の残工事も控えており、もっと注視していく必要があり、今後の参考になるので、是非とも答申に入れていただきたい。

委員長 このことも答申に入れていく方向で良いか？

各委員 異議なし。

委員長 契約書の中身の確認を答申とすることについてはどうか？

委員 契約書と条件の合致のチェックはできていなかったのか？結果的に違っていたということは、チェック機能が働いていなかったということか？

事務局 当然、入札時の設計書の内容で契約しているという認識である。設計内容のすべてを把握しているわけではなく、現状ではその確認は難しいが、今後検討していく。当初の設計書の内容で契約をするということは当然のことと認識していたが、改めて、今後は設計担当課と連携を取って確認していく。

委員長 このことも答申に入れていく方向で良いか？

各委員 異議なし。

委員長 今のこと以外に、他に何かあれば言ってほしい。

委員 随意契約のための見積書について、鴻池組は約 1 億円下げてきたが、岐建株は約 10 億円下げてきている。このことについての見解は？

事務局 岐建株は、結果として約 10 億円下げてきたが、見積書提出時は、38 億 7,700 万円であった。鴻池組の 38 億 7,800 万円よりも 100 万円低かったため、岐建株を交渉の相手に決め、その後の交渉の結果、29 億 3,500 万円になったものである。

委員長 本件に係る市長への答申としては、①予定価格が適正かどうかを慎重に検討するという、②入札価格が同一の場合も慎重に検討するという、③契約内容が途中で変わっても気づくよう、しっかりとチェックするという、大きくこの 3 点をまとめることで良いか？

各委員 異議なし。

委員 全体のことになるが、**資料 2-2**の中に、参加者数が 31 者で最低制限価格未満の失格者数が 29 者の工事がある。2 者のみの応札のため、結局、高い方から 2 番目の業者と契約したことになる。これについては、談合がなかったか、予定価格が適正であったか、ということを考えなければならない。

また、同一業者が複数回、連続して落札されている場合は、過去のデータも参考にして注視した方が良い。

委員長 今の 2 点については、一般的な話であり、今後の注目点として注視していくこととし、共通理解をした上で議事録に残すということで良いか？

各委員 異議なし。

委員長 今後、できるだけ速やかに、事務局の方で答申書案を作成いただき、委員の皆様様のチェックを受けた上で、市長に答申していく。

3 その他

※ 事務局から、次の 2 点を説明した。

- ① 今年度の委員会はこれで終了し、次年度は、年度 3 回（5・8・12 月）開催する。5 月定例会は、次年度になってからスケジュール調整を行う。
- ② 次回の審議案件 5 件程度の抽出は、高田委員にお願いする。

4 閉会

※ 契約監理室長挨拶